

ID: 232

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備の工事の検査		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町農業集落排水施設条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (排水設備の工事の検査) 第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、その日から5日以内に町長に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日